

東京消防庁公募型研究  
応募要領

東京消防庁  
安全推進部安全技術課

## 1 公募型研究の概要

都民の生命を守るためには、消防隊は常に安全かつ効率的に消防活動を行わなければなりません。災害現場における消防活動は、災害の複雑多様化、都市型災害の増加により危険性や困難性を増し、消防活動部隊の安全確保の徹底がますます重要になっています。

東京消防庁（以下「当庁」という。）では、消防業務における様々な課題を効果的かつ効率よく解決するために、民間企業、大学及び研究機関等（以下「民間企業等」という。）が保有する技術、情報の力を活かすことが必要であると考えています。

この研究は、当庁と共通の領域の研究を進める民間企業等が行う調査、研究、開発に対して、消防の知見、情報及び助言（以下「知見等」という。）を提供し、その活動をサポートすることで将来の当庁の課題解決を目指すものです。

## 2 課題解決方法の募集

### (1) 研究の種類

「知見提供型」

当庁が課題解決のために独自に実施する事業と共通する領域の研究を進める民間企業等に対し、当庁の知見等を提供することで民間企業等の研究を補助し、これにより得られた研究成果をもって、当庁の課題を解決する調査研究を「知見提供型」による研究といたします。

消防分野の装備、戦術、安全対策等について、将来の製品化を目指した可能性調査や消防活動上の安全対策方法、装備品プロトタイプの作成等の研究開発へ協力します。

なお、研究に関する費用は民間企業等の負担となります。

### (2) 消防の知見等<sup>※1</sup>の提供例

- ア 当庁の施策の方向性及びその取組み
- イ 当庁の消防隊で使用している資器材等に関する情報
- ウ 当庁の消防隊の活動要領等に関する情報
- エ 当庁の保有する過去の研究、検証内容に関する情報
- オ その他、当庁の取組む課題に対する研究に関連する情報

※1 当庁の提供できる知見等には制限があるため、知的財産権等及び財産的価値のあるノウハウを除くものとします。

### (3) 課題解決方法の提案

民間企業等が保有する技術や研究成果等を活かし、当庁が示した課題について解決のために実施する研究をご提案ください。

課題についての具体的な研究テーマは、当庁ウェブサイト報道発表文「令

和5年度東京消防庁公募型研究（知見提供型）の募集について」を参照してください。

(4) 対象提案から除外するもの

ア 4(1)で定める応募方法によらず応募されたもの

イ 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人等であるもの

ウ 政治活動、宗教活動を目的とするもの

エ 公序良俗に反するもの

オ その他、対象提案から除外すべき事由があるもの

(5) 実施期間

当庁と実施する研究期間は、原則1年間とします。

ただし、実施工程上1年間より多くの期間が必要な場合には、1年間の研究終了時の審査により6ヶ月間を上限として延長できるものとします。

### 3 公募型研究募集から研究開始までの事務の流れ

(1) 提案の募集（東京消防庁）

(2) 企画提案書の提出（応募者）

(3) 企画提案書の評価及び民間企業等の選定（東京消防庁）

(4) 民間企業等の採択結果及び公表（東京消防庁）

(5) 提案申請書の提出（採択された民間企業等）

(6) 契約書の作成、締結（東京消防庁、採択された民間企業等）

公募型研究の募集から研究開始までの概ねのスケジュールは図のとおりです。

	令和5年				令和6年			
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
提案の募集	←-----→							
企画書の評価・選定		←-----→						
採択結果・公表				←-----→				
申請書の提出					←-----→			
契約締結					←-----→			
研究開始 <sup>※2</sup>					-----→			

※2 契約締結日以降に研究開始とすることができます。

図 公募から研究開始までのスケジュール

#### 4 応募方法等

##### (1) 応募方法

以下(2)に示す書類を、郵送または下記 E-mail 宛に送信により応募してください。郵送する場合は、「9 問合せ先」に記載された宛先へ募集期限内に到着するように応募してください。

なお、提出書類の様式等は、当庁ウェブサイトから取得してください。

##### 令和5年度東京消防庁公募型研究の募集のページ

[https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-angi\\_jyutuka/r5koubo\\_bosyuu2.html](https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-angi_jyutuka/r5koubo_bosyuu2.html)

応募先 E-mail アドレス [gi\\_jyutuka1@tf.d.metro.tokyo.jp](mailto:gi_jyutuka1@tf.d.metro.tokyo.jp)

##### (2) 提出書類

###### ア 企画提案書（別記様式第1号）

応募する際に、当庁の示した課題に対する研究テーマについて、具体的な研究テーマ名を設定した上で、企画提案書（以下「企画書」という。）を提出していただきます。（詳細は別紙1「企画提案書の作成要領」を参照してください。）

###### イ 会社概要、組織概要

本研究に応募する民間企業等の事業概要、内容等について確認できる資料をご提出ください。（パンフレット等でも可）

また、研究に対する技術力、組織力、経済力を量る資料<sup>※3</sup>として、応募者の創立または設立、資本金、従業員数、事業内容、株式上場の有無等について確認できる資料をご提出ください。

※3 決算書等の財務の健全性を確認できるもの

### (3) 募集期間

当庁ウェブサイト上の「令和5年度東京消防庁公募型研究（知見提供型）の募集について」を参照してください。

## 5 選定方法等

### (1) 選定方式

選定にあたっては、企画書による評価を実施し、民間企業等を選定します。評価者は当庁職員を指定しますが、評価者や所属は開示しません。

### (2) 評価項目及び評価基準

提出していただいた企画書について、各評価者が別紙2「評価項目及び評価基準」をもとに採点し、合計点を算出します。

なお、評価に先立ち疑問点がある場合は、ヒアリングを行うこともありますので、当庁より連絡がありましたら、提出書類等の記載内容に熟知した方の対応をお願いします。

### (3) 採択結果の通知及び公表

採択結果（採択及び不採択）については、評価後に応募者に電子メールで通知します。

また、採択された提案は、民間企業等及び研究テーマ名について当庁ウェブサイト上にて公表します。

## 6 契約の締結等

### (1) 提案申請書（別記様式第2号）の提出

#### ア 申請方法

4(1)に示す方法と同様に申請してください。申請書の様式は、4(1)に示す当庁ウェブサイトから取得してください。

#### イ 申請書類

採択された民間企業等（以下「申請者」という。）には、企画書の内容を踏まえた提案申請書（以下「申請書」という。）を提出していただきます。（詳細は別紙3「提案申請書の作成要領」を参照してください。）

### (2) 契約の締結

契約内容については研究の実施に先立ち、採択されたご提案をもとに当庁と申請者の間で契約書を作成し、成立した場合に契約を締結します。

なお、当庁では、契約の締結をもって正式に研究を実施する民間企業等を決定します。

(3) 申請及び契約締結時期

申請者は、提案した事業の実施に向け、当庁と十分に協議、調整を行ってください。その上で、「3 公募型研究募集から研究開始までの事務の流れ」に示すスケジュールを参考にし、採択結果の通知後から事業の実施開始までの時期に、当庁との契約を締結してください。契約の締結をもって研究開始となります。

## 7 研究成果の取扱い等

(1) 研究成果の報告

申請者は、研究実施期間内において研究の進捗状況の中間報告、実施終了時の研究成果等について報告書を提出していただきます。

(2) 研究成果の公表等

この研究により得られた研究成果について、あらかじめ申請者の同意を得たものについて当庁ウェブサイト上にて公表します。

また、当庁への導入を確約したものではありません。将来、当庁に有益で導入可能価格の製品等が市場に流通される状態を目指しています。

(3) 知的財産権等の帰属

本研究において提案されたものに係る知的財産権等の権利は、原則として、提案した民間企業等に帰属するものとします。

ただし、当庁のなした成果によるものと相互に認めた部分についての持分は、相互協議の上決定することとします。詳細は、当庁と申請者の間で契約書を作成時に協議し取り決めることとします。

## 8 注意事項

(1) 応募に要する費用について、当庁は負担しません。

(2) 提出された書類等の返却はいたしませんので、ご了承ください。

(3) 本研究の応募を取り下げの場合は、速やかに問合せ先まで文書で連絡してください。

また、取り下げにより不利益な取り扱いを行うことはありません。

(4) 評価途中における経過等についての問合せには応じられません。

(5) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき、適正に取扱います。

(6) 本研究により得られた研究成果は、当庁が直接導入を前提としたものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

(7) 現場消防隊員の実動に伴う実証実験等は、実施できませんので、ご了承ください。

## 9 問合せ先

〒151-0072

東京都渋谷区幡ヶ谷 1-13-20 東京消防庁 幡ヶ谷庁舎

東京消防庁 安全推進部安全技術課

担 当 技術検証係（事務局）

電 話 03-3466-1515（代）

E-mail [gi\\_jyutuka1@tfd.metro.tokyo.jp](mailto:gi_jyutuka1@tfd.metro.tokyo.jp)